



2024年 8月13日

各 位

会社名 株式会社ケアネット
代表者名 代表取締役社長 藤井 勝博
(コード番号 2150 東証プライム)
問合せ先 管理本部長 鹿目 泰
(TEL. 03-5214-5800)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年 8月13日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年 9月20日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 419,200株
(3) 処 分 価 額	1株につき477円 但し、2024年 8月22日（以下「条件決定日」という。）の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（以下「条件決定日前取引日の終値」という。）が上記の金額を上回る場合には、条件決定日前取引日の終値とします。 ※
(4) 処 分 総 額	199,958,400円（本日現在における見込額であり、上記（3）の処分価額に上記（2）の処分株式数を乗じた金額とします。
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 3名 419,200株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づき、臨時報告書を提出しております。

※本自己株式処分の処分価額の決定方法（条件決定日を設けた趣旨）

本自己株式処分のように、株式を第三者割当の方法により処分して行う場合、通常、処分決議日に、処分価額を決定いたします。しかし、今回、当社は、本自己株式処分の決議日である2024年 8月13日に、自己株式取得の決議を公表しております（当該自己株式取得決議の詳細は2024年 8月13日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。）。そこで、当社は、当該公表に伴う株価への影響を織込み、また、既存株主の利益に配慮するため、条件決定日に、株価変動等諸般の事情を考慮の上で、2024年 8月 9日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である477円と条件決定日前取引日の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日の終値）のうち、いずれか高い方の金額を処分価額として決定いたします。

2. 譲渡制限付株式の割当ての目的及び理由

当社は、2017年 2月21日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、一層の当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2022年

3月25日開催の第27期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額500百万円以内の金銭報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として1年間から10年間までの間で当社の取締役会で予め定める期間、又は当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間のいずれかの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けますこととなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行し又は処分する普通株式の総数は、年1,120,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定することとなります。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、譲渡制限付株式取得の出資財産として支給する金銭報酬債権の合計は199,958,400円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、当社が処分する普通株式の合計は419,200株（以下「本割当株式」といいます。）とすることにいたしました。

また、本制度は、複数年度にわたる中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとして導入いたしました。当社のビジネス・モデルや中期計画の期間等に鑑み、譲渡制限期間を約2年5ヵ月としております。

本譲渡制限付株式の割当てにおいては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役3名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について引き受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024年9月20日～2027年1月31日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあること。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合の取り扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社の取締役、執行役員又は従業員の地位から任期満了もしくは定年その他の正当な理由（但し、死亡による退任又は退職した場合を除く。）により退任又は退職した場合には、退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職をした場合は、対象取締役の死亡後取締役会の決議により、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除条件

①で定める当該退任又は退職、もしくは死亡した時点において保有する本割当株式の全株

(4) 当社による無償取得

(3)に定める任期満了又は定年その他の正当な事由以外の理由で退任又は退職した場合等、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式のうち、本自己株式処分に係る処分期日を含む月から上記承認がなされた日を含む月までの月数を29で除した数に、当該承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）について、当該組織再編等に係る効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

4. 自己株式の処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、本日2024年8月13日開催の当社取締役会にて自己株式取得の決議を公表しておりますことから、恣意性を排除した価格とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議の直前取引日（2024年8月9日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である477円と条件決定日前取引日の終値のいずれか高い方の金額を処分価額として決定いたします。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上